

令和7年度 (2025年度)	福祉事務所の取り組み実績
<所長の方針・考え方> 障害の有無に関わらず誰もが自分らしく活躍できるように、障害福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に寄り添い、障害の程度や日常生活の状況などを踏まえ、個別に最適な支援を行います。また、市民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットである生活保護制度など、社会保障制度の適正な運営に努めます。	
<部の構成> 障害企画課 障害支援課 生活福祉課	<主な担当事務> (1)障害者福祉に係る施策の企画、調整に関すること。 (2)障害者福祉に係る施策の実施に関すること。 (3)生活保護に関すること。

重点的な取り組み：グループホームにおける重度障害者受入促進

【施策シート：10-01】

グループホームにおける重度障害者の受入れを促すため、引き続き障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）や、グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金の周知による福祉人材の確保、グループホーム運営支援補助金交付等による重度障害者の受入れの拡充に取り組む、障害者が自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるよう環境整備に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和7年度目標値	令和7年度実績
障害者が地域で共同生活するグループホームの実利用者数（一月あたり人数）	621 人	576 人

実 績	① 障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）の開設。 ② グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金制度の実施。 ③ 「枚方市グループホーム運営費補助金」制度の実施。
説 明	① 障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）には4名の就職相談があり、うち3名が就職につながり、介護人材の確保につながりました。 ② 令和7年度の「グループホーム世話人養成研修」は、19名が受講され、修了者の内、グループホームの世話人として就職した日から、半年継続して就労された方、及び就職した日から1年以上継続して就労された方に対して行う補助対象者は1名おられ、世話人の確保につながりました。 ③ 枚方市グループホーム運営費補助金については、9事業所に対し合計3,183万円を交付し、補助金の活用を通じた重度障害者の受入につながりました。

重点的な取り組み：旧市立くすの木園の跡地活用

【施策シート：10-01】

重度障害者の自立した生活を支援するため、旧市立くすの木園跡地を活用した民間事業者によるグループホームの整備に向け、今年度は事業者の公募・選定手続きを進め、令和9年度の運営開始をめざします。

実 績	① 実施法人の公募及び選定の実施。 ② 令和9年度の事業開始に向け、実施法人の施設整備への支援。
説 明	① 実施法人の公募を行い、くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会から答申を得て、実施法人を決定することができました。 ② 実施法人による施設整備にかかる補助金の活用について、国に対し協議を行うとともに、市有地の無償貸付について実施法人と契約締結の手続きを行うなど円滑な施設整備が行えるよう支援し、令和9年度の事業開始をめざします。

重点的な取り組み：地域生活支援のための体制整備

【施策シート：10-01】

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の地域移行を進めるため、国が市町村での整備を求めている地域生活支援拠点等について、すでに整備済みの「相談」「地域の体制づくり」「専門的人材の確保・養成」「緊急時の受け入れ・対応」に加え、未整備である、「障害者が地域での生活を試行的に体験できる機会や場」について、関係機関との連携により、整備に向け取り組みます。

実 績	① 地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の機会・場」の事業化に向けた取り組みの実施。 ② 居室体験事業実施に伴う「重症心身障害者宿泊訓練事業」の廃止。
説 明	① 事業者など関係機関によるワーキンググループを設置し、事業のあり方に関する協議を行い、その協議内容も踏まえて、障害者の居室体験事業として令和8年度は試行的に実施し、本格実施に向けた検証に取り組みます。 ② 令和2年度以降利用実績のなかった既存の「重症心身障害者宿泊訓練事業」については、事業目的、対象者等が新たな事業に包含されることから、令和7年度末をもって廃止しました。

重点的な取り組み：「福祉タクシー基本料金補助事業」の拡充

「福祉タクシー基本料金補助事業」について、対象者を精神障害者保健福祉手帳1級所持者に拡充することに加え、交付を希望する方のうち窓口への来訪が困難な方については郵送での交付の対応を行うなど、市民の利便性向上を図ります。

取り組みの成果を測る指標	令和 7 年度目標値	令和 7 年度実績
福祉タクシー利用実績数	25, 400 件	15, 733 件

実 績	① 対象者の拡充。 ② 窓口への来訪が困難な方に対しての郵送交付など、利便性向上の実現。
説 明	① 従来、身体障害者手帳 1・2 級もしくは療育手帳 A の所持者のみを対象としていたことに加え、精神障害者手帳 1 級所持者も新たに対象とし、重度障害者の外出支援につなげました。 ② タクシーチケットの郵送交付については、新たに郵送による申込を開始するとともに、オンライン申請の開始に向けて準備をすすめ、利便性の向上を図りました。

重点的な取り組み：遠隔手話通訳サービスの推進

【施策シート：10-02】

令和 3 年 3 月に制定した「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念に基づき、聴覚障害者の外出、社会参加の促進のため、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスを実施しています。今年度は遠隔手話通訳サービスで対応できる窓口として、市立ひらかた病院の受付を追加するなど、市民の利便性の向上に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和 7 年度目標値	令和 7 年度実績
遠隔手話通訳サービスの 1 年間の延べ利用件数	684 件	669 件

実 績	① 遠隔手話通訳サービスの利用促進。 ② 障害企画課以外の窓口との遠隔手話通訳対応についての拡充。
説 明	① 派遣手話通訳の利用者に対し、利用勧奨を行うなど、遠隔手話通訳サービスの利用促進に努めました。 ② 通信端末を用い、本庁に配置する手話通訳者と各支所等の窓口間での遠隔手話対応について、市立ひらかた病院の受付の端末とも通信を開始し、手話を必要とする市民の利便性向上につなげました。

重点的な取り組み：福祉移送サービス共同配車事業の見直し

福祉移送サービス共同配車事業は、ピーク時から利用者が大幅に減少しており、また、福祉移送サービスを行う事業所数の減少や、ボランティア運転手の高齢化等による担い手不足といった構造的な課題も抱えています。福祉移送サービスのあり方について、サービス利用者の声を聞きながら、事業の見直しを進めます。

実 績	福祉移送サービス共同配車事業の廃止。＜令和 7 年度の利用回数：461 件＞
説 明	共同配車センターの利用回数については、平成 20 年度の 6,720 回が最も多く、そこをピークに年々減少し、令和 6 年度では利用回数が 520 回となっていました。事業として一定の役割は果たしたものと考えられることから、令和 8 年 3 月末日をもって共同配車センターを廃止することとなりました。

重点的な取り組み：災害時に備えた福祉避難所の整備

【施策シート：01-01 07-01】

災害から、市民を守るための備えの強化や体制づくりとして、健康福祉部と福祉事務所が連携し一次避難所での避難生活が困難となる障害者や高齢者などが、平時から利用している施設等に発災直後から直接避難ができ、少しでも安心して避難生活が送れるよう、直接避難型の福祉避難所の指定を進め、指定を受けた施設において速やかな避難所開設ができるよう必要な備蓄物資や資機材の整備費用の補助を行います。

取り組みの成果を測る指標	令和 7 年度目標値	令和 7 年度実績
直接避難型福祉避難所指定件数	20 施設	7 施設

実 績	① 直接避難型福祉避難所の指定促進の取り組み。
説 明	① 障害福祉分野における直接避難型福祉避難所については、3 か所にとどまりましたが、福祉避難所としては全体で 22 か所指定しました。

重点的な取り組み：塾や習い事に行くことのできない子どもたちへの支援

【施策シート：15-04】

子育て世帯の家庭の経済状況によって、塾や習い事などの学校外教育は、子どもたち本人の学びたい・習いたいという意思に反して学ぶことを諦めざるをえない状況があり、学びの格差を生んでいます。

次世代を担う子どもたちの想いを諦めることがないよう、経済的支援を行うことで、子どもたちの教育機会に差が生じないよう取り組むとともに、将来の自立および貧困の連鎖の防止に向けた支援の構築に取り組みます。

実 績	塾や習い事に行くことのできない子どもたちへの支援の実施。
説 明	生活保護受給世帯の子どもを対象としたアンケート調査の結果、7 割程度の事業の利用希望を確認できました。この結果を踏まえ、対象者を生活保護受給中の

	小学3年生から小学6年生とし、学習塾や習い事にかかる費用を、1人当たり1万円／月（上限）の補助を行うこととしました。 事業の周知にあたっては、お知らせ文書を作成し、対象児童のいる全世帯に発送しました。また、全ての生活保護世帯向けのお知らせ文書の中にも事業開始の記事を載せることで、生活保護全世帯にも周知を行いました。
--	--

重点的な取り組み：生活保護世帯の水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度の見直し

水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度は、大幅な水道料金等の増額改定に対し、その影響に配慮するため、生活保護世帯をはじめ一定要件に該当する世帯を対象に実施してきました。このうち、生活保護世帯については、生活保護費のうち生活に必要な経費として光熱水費等を含む生活扶助費を計上していることや他の自治体の減免制度の適用状況なども勘案し、生活保護世帯に適用している減免要件について見直しを進めます。

実 績	生活保護世帯に対する福祉減免制度の廃止
説 明	昭和51年度から福祉減免が制度化され、生活保護世帯、母子世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯の4世帯を対象に導入されましたが、水道料金・下水道使用料には、国が定める生活保護費において、光熱水費等が含まれていることから、重複支給となる点について令和8年9月末をもって生活保護受給世帯への減免要件を廃止とし、同年10月1日以降の検針分から通常料金とする見直し内容を令和7年8月27日開催の市民福祉委員協議会で報告しました。 周知にあたっては、日本語の文書だけでなく、中国語を母国語とされる世帯については中国語版のお知らせ文書を配布しました。また、新たに生活保護を申請される方については、個別に説明を行うなど、令和8年度も10月以降の検針分からの実施に向けて、引き続き周知に取り組めます。